

## 北里大学北里会会則

昭和 50 年 4 月 1 日制定  
昭和 54 年 2 月 9 日改正  
昭和 55 年 5 月 1 日改正  
昭和 57 年 5 月 1 日改正  
昭和 58 年 6 月 24 日改正  
昭和 61 年 4 月 1 日改正  
昭和 63 年 4 月 1 日改正  
昭和 63 年 9 月 1 日改正  
平成 元年 4 月 1 日改正  
平成 6 年 3 月 11 日改正  
平成 7 年 2 月 23 日改正  
平成 9 年 3 月 28 日改正  
平成 10 年 4 月 1 日改正  
平成 15 年 4 月 1 日改正  
平成 19 年 4 月 1 日改正  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 20 年 7 月 1 日改正  
平成 23 年 5 月 13 日改正  
平成 29 年 7 月 7 日改正  
2018 年 12 月 7 日改正  
2023 年 2 月 3 日改正  
2023 年 11 月 10 日改正  
2025 年 1 月 10 日改正

### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 組織 (第 4 条—第 6 条)
- 第 3 章 運営 (第 7 条—第 9 条)
- 第 4 章 会計 (第 10 条—第 13 条)
- 第 5 章 賞罰 (第 14 条・第 15 条)
- 第 6 章 補則 (第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則  
(名称)

第1条 本会は、北里大学北里会と称す。

(本会の目的)

第2条 本会は、課外活動を通じ、協力と連帯の精神を学び、人間性を高めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 (北里大学学生)
- (2) 特別会員 (北里大学教職員)

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、次の各号に規定する各会からなる。

- (1) 学部北里会及び一般教育部北里会 (以下「各北里会」という。) (学部北里会は、それぞれの学部に所属する2年次生以上を正会員とする。ただし、健康科学部北里会は、該当学部に所属する全学生を正会員として構成する。一般教育部北里会は、健康科学部を除く各学部の1年次生を正会員として構成する。)

- ア 薬学部北里会
- イ 獣医学部北里会
- ウ 医学部北里会
- エ 海洋生命科学部北里会
- オ 看護学部北里会
- カ 理学部北里会
- キ 医療衛生学部北里会
- ク 未来工学部北里会
- ケ 健康科学部北里会
- コ 一般教育部北里会

- (2) 体育会及び文化会 (体育会及び文化会の構成員は、前号アからク及びコ (ただし、イのうち十和田キャンパスで修学する2年次生以上を除く。) の正会員の中で、体育会及び文化会の所属団体に加入登録した者とする。)

2 各北里会及び体育会並びに文化会 (以下「各会」という。) の会則は、各会が別に定める。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 北里会会長
- (2) 各会会長
- (3) 各会所属団体部長

2 役員及び部長は、特別会員が当たる。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に交替があった場合の後任役員の任期については、前任者の残任期間とする。なお、第1項第3号に規定する部長の任期等については、各会規程の定めるところによる。

4 役員及び部長は、任期終了後でも、後任が選任されるまでの期間、その職務を行う。  
(役員を選任及び任命)

第6条 北里会会長は、学長とする。

2 各会会長は、各会会則等の定めるところにより候補者を選出し、北里会会長がこれを任命する。

3 各会所属団体部長は、各会会則等に基づき、学生から推薦された特別会員とする。なお、その委嘱に当たっては、次の各号による。

(1) 各北里会所属団体の部長は、各北里会会長が委嘱する。

(2) 体育会及び文化会所属団体の部長は、北里会会長が委嘱する。

### 第3章 運営

(運営)

第7条 本会に次の機関を置き、運営に当たる。

(1) 北里会連絡会議

(2) 北里会運営会議

(北里会連絡会議)

第8条 各会の連絡調整及び各種検討事項等協議のため、北里会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。その任は、北里大学学生指導委員会が担う。

2 連絡会議は、各会から要請があった場合、及び必要に応じて北里大学学生指導委員長（以下「学生指導委員長」という。）が招集する。

3 構成員は、原則として、北里大学学生指導委員会委員とし、必要に応じて主将等学生を構成員として参加させることができる。

4 協議事項は、各種検討事項及び連絡調整の他、第9条第3項各号に掲げるものとし、協議後は、運営会議宛付議しなければならない。

(北里会運営会議)

第9条 各会に共通する事項を審議するため、北里会運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議の招集は北里会会長が行う。構成員は、原則として、各会会長及び学生指導委員長とする。ただし、必要ある場合は、当該関係者を加えることができる。

3 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 中央会費に関する事項

(2) 表彰及び各会の懲戒に関する事項

(3) 全学的な課外活動に関する事項

(4) 北里会会則の改正に関する事項

(5) その他本会の目的達成に関する事項

4 運営会議の審議事項は、北里会会長が学部長会に付議し、学部長会の了承をもって決定する。

#### 第4章 会計

(会費)

第10条 正会員の納付する北里会会費は、次の各号に規定する会費により構成される。

なお、北里会会費は年額4,000円とし、授業料とともに納入する。ただし、特別会員は会費を納入しないものとする。なお、北里会会費の内訳は、第2項及び第3項による。

(1) 各北里会会費

(2) 中央会費

2 前項第1号に規定する各北里会会費は、正会員の所属する各北里会の活動費に充て、会費額は1,000円とする。

3 同条第1項第2号に規定する中央会費は、年額3,000円とし、全学的な課外活動、体育会及び文化会の活動費に充てる。ただし、薬学部北里会のうち2年次生以上、獣医学部北里会のうち十和田キャンパスで修学する2年次生以上及び健康科学部北里会（全学生）に所属する正会員の納入する中央会費は、それぞれの北里会の活動費に充てる。

(予算及び決算)

第11条 各会の予算は、次の各号による。

(1) 各北里会の予算は、各学部には所属する正会員から納入された北里会会費及びその他の収入による。

(2) 体育会及び文化会の予算は、正会員から納入された中央会費及びその他の収入による。

2 予算及び決算については、各会の定める会則により各会が独自に行う。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計監査)

第13条 各北里会は、各学部が規定する会則により会計監査を行い、各会の会員に公示する。

2 体育会及び文化会については、同会が規定する会則により会計監査を行い、北里会の会員に公示する。

#### 第5章 賞罰

(賞罰)

第14条 本会において他の模範となる学生又は団体は、北里大学学生表彰規程第2条第2項に基づきこれを表彰することがある。

(1) 表彰は、課外活動において、特に顕著な貢献及び功績のあった学生又は団体に対して行う。

(2) 表彰は、受賞者又は団体に対して賞状及び記念品を授与する。

(3) 受賞者は、各会会長それぞれの推薦に基づき、運営会議の議を経て北里会会長が決定する。

2 その他北里会会長は前項の他、必要に応じ学生又は団体を表彰することができる。

3 本会所属団体に不都合な行為があった場合は、これを懲戒することがある。懲戒は、譴責、謹慎、活動停止、公認団体からの降格又は本会からの除名処分とする。懲戒処分の手続きについては、次の各号によるものとし、処分及び処分解除等詳細については別に定める。

(1) 各会において、懲戒に該当する案件が発生した場合は、各会に関連する委員会等（賞罰委員会、教授会等）にて処分案を取りまとめ、北里会会長宛上申しなければならない。

(2) 北里会会長は、当該処分案について運営会議及び学部長会に付議し、処分を決定する。

(3) 処分解除についても、第1号及び第2号に準じ決定するものとする。

(各会会則)

第15条 各会にあって他の模範となる学生又は団体は、それぞれ各会会長がこれを表彰することがある。これに関する規定は、別に定める各会会則による。

#### 第6章 補則

(改廃)

第16条 本会則を改正する場合は、連絡会議（学生指導委員会）及び運営会議の議を経て、学部長会において決定する。

附 則

1 この会則は、昭和58年6月24日から施行する。

2 第10条第3項の中央会費年額は、昭和59年度新入生から適用する。

附 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月13日から施行する。

附 則（北学総第29-04009号）

1 この会則は、2018年4月1日から施行する。

2 第10条（会費）の規定にかかわらず、薬学部は、2年次生以上が全学の体育会及び文化会に所属・活動していることを考慮し、応分の活動費相当を中央会費として負担する。

附 則（北学総第2018-09504号）

この会則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-13046号）

この会則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2023-13354号）

この会則は、2024年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2024-14795号）

この会則は、2025年4月1日から施行する。